

○総務省告示第七十五号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二百十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十四号（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の一部の施行の日（令和五年四月二十日）から施行する。

令和五年四月十四日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>三 提出することができる書類は、次のとおりとする。</p> <p>16 「15 略」 規則第九十一条の二第一項の規定に基づく別表第二十一号の二の様式の部分 「略」</p> <p>56 「略」 規則第九十八條第四項の規定に基づき報告する書類</p> <p>58 規則第二百三條の二第一項の規定に基づく別表第六十四号の二の様式の部分 「略」</p>	<p>三 提出することができる書類は、次のとおりとする。</p> <p>「15 同上」 「新設」</p> <p>56 「同上」 規則第九十八條第二項の規定に基づき報告する書類 「新設」</p> <p>57 「同上」</p>
---	---	---